第二条第百七十六号を同条第百五十二号とし、同条第百七十七号を削り、同条第百七十八号を同条第百五十三号とし、同条第百七十九号中「これらの規定により損金の額に算入される金額」を「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ　措置法第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の四十一第二項又は第十二項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ　措置法第六十八条の四十一第三項の規定　同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

第二条第百七十九号を同条第百五十四号とし、同条第百八十号を同条第百五十五号とし、同条第百八十一号を同条第百五十六号とし、同条第百八十二号を削り、同条第百八十三号を同条第百五十七号とし、同条第百八十四号から第百八十六号までを二十六号ずつ繰り上げ、同条第百八十七号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第百六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十二　措置法第六十八条の五十五第一項又は第十三項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第百八十八号を同条第百六十三号とし、同条第百八十九号を同条第百六十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十五　措置法第六十八条の五十七の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百九十号を削り、同条第百九十一号を同条第百六十六号とし、同条第百九十二号を削り、同条第百九十三号を同条第百六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十六　平成二十五年旧措置法第六十八条の六十一第二項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百九十四号を同条第百六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十　平成二十五年旧措置法第六十八条の六十二第二項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百九十五号を同条第百七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百七十二　平成二十五年旧措置法第六十八条の六十二の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百九十六号を同条第百七十三号とし、同条第百九十七号から第百九十九号までを二十三号ずつ繰り上げ、同条第二百号を削り、同条第二百一号を同条第百七十七号とし、同条第二百二号を削り、同条第二百三号を同条第百七十八号とし、同条第二百四号を削り、同条第二百五号を同条第百七十九号とし、同条第二百六号を削り、同条第二百七号を同条第百八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十一　平成二十五年旧措置法第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第二百八号を同条第百八十二号とし、同条第二百九号を同条第百八十三号とし、同条第二百十号を同条第百八十四号とし、同条第二百十一号を削り、同条第二百十二号中「平成二十四年旧措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第百八十五号とし、同条第二百十三号を同条第百八十六号とし、同条第二百十四号から第二百二十七号までを二十七号ずつ繰り上げ、同条第二百二十八号を削り、同条第二百二十九号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第二百二号とし、同条第二百三十号を削り、同条第二百三十一号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第二百三号とし、同条第二百三十二号を削り、同条第二百三十三号中「第六十八条の八十五の二第一項」を「第六十八条の八十四第一項」に改め、同号を同条第二百三号とし、同条第二百三十四号を削り、同条第二百三十五号中「第六十八条の八十五の三第一項」を「第六十八条の八十五第一項」に改め、同号を同条第二百四号とし、同条第二百三十六号を削り、同条第二百五号とし、同条第二百三十八号を削り、同条第二百三十九号を同条第二百六号とし、同条第二百四十号を同条第二百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百八　平成二十五年旧措置法第六十八条の九十九第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第二百四十一号を同条第二百九号とし、同条第二百四十二号を削り、同条第二百四十三号を同条第二百十号とし、同条第二百四十四号から第二百四十八号までを三十三号ずつ繰り上げる。

様式第一の記載要領第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項及び試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

中小企業者等の法人税率の特例	第42条の３の２第１項の表の第１号	00380
	第42条の３の２第１項の表の第２号	00381
	第42条の３の２第１項の表の第３号	00382
	第42条の３の２第１項の表の第４号	00383
	第42条の３の２第２項	00384
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成25年旧措置法」という。）第42条の４第１項	00006
	第42条の４の２第１項の規定により読み替えられた第42条の４第１項	00426
	平成25年旧措置法第42条の４第２項	00007
	第42条の４の２第１項の規定により読み替えられた第42条の４第２項	00427
	平成25年旧措置法第42条の４第３項又は平成25年旧措置法第42条の４の２第２項第３号の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第42条の４第３項	00008

	法人税法施行規則（以下この表において「法規」という。）別表一(一)「30」の欄の金額	
法規別表一(一)「30」の欄の金額		
法規別表一(二)「28」の欄の金額		
法規別表一(三)「27」の欄の金額		
法規別表一(二)「24」の欄の金額		
法規別表六(六)「11」の欄の金額		
法規別表六(六)「11」の欄の金額		
法規別表六(六)「18」の欄の金額		
法規別表六(六)「18」の欄の金額		
法規別表六(六)「26」の欄の金額		